

## 住民監査請求に伴う証拠の提出及び陳述の取扱基準

(令和6年3月28日 東御市監査委員合議)

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の規定に基づく住民監査請求（以下「請求」という。）があった場合の陳述等の実施に関し、必要な事項を次のとおり定める。

### 第1 （陳述の機会の設定）

法第242条の規定による請求が提出され、当該請求が法の規定する要件に合致する適法な請求と認められた場合、次に掲げる陳述の機会を付与する。

- (1) 請求を提出した者（以下「請求人」という。）に対して、法第242条第6項に規定する陳述
- (2) 当該請求に関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員（以下「関係職員等」という。）に対して、請求にかかる関係職員等としての意見の陳述

### 第2 （請求人に対する通知）

証拠の提出及び陳述の機会を与える旨配達証明付書留郵便等により請求人に通知する。

### 第3 （請求人の陳述）

- 1 陳述の期日（以下「陳述日」という。）は、監査委員が指定するものとする。
- 2 陳述人は、監査委員の指示に従って陳述を行わなければならない。
- 3 陳述は請求人又はその代理人に行わせることを原則とする。ただし、代理人をたてる必要があると認めた場合は代理関係を証する書面を提出する。
- 4 監査委員は、請求人が複数の場合は、陳述する人数を調整し、陳述人及び人数について特定するものとする。この場合、請求人は、陳述人を選定して、監査委員の定める期日までに、監査委員に通知しなければならない。
- 5 陳述の時間は概ね1時間以内とする。ただし、1時間を越えても陳述が終了しない場合、陳述の終了を促し、なお終了しないときは、陳述の聴取を打ち切ることができる。
- 6 監査委員は、陳述の記録の正確を期するため、テープレコーダー等により陳述の内容を録音することができる。
- 7 陳述は、請求人の任意の選択により行うものであるから、その出頭に要した費用弁償は行わない。

### 第4 （陳述の目的及び範囲）

- 1 請求人の陳述は、請求書記載事項を補足することを目的とするものであり、その範囲内で行わなければならない。
- 2 関係職員等の陳述は、当該請求の内容に対する意見を主張することを目的とし、その範囲内で行わなければならない。

### 第5 （証拠の提出）

- 1 請求人は、新たに事実を証する証拠の追加提出を行うことができる。この場合、その期日は、

陳述日までとする。

- 2 前項の規定による、新たに事実を証する証拠の追加提出は、郵送等によることを妨げない。

## 第6 (陳述の公開)

- 1 陳述の傍聴希望があった場合、監査委員の決定により許可することができる。
- 2 陳述の傍聴希望があり、監査委員がこれを認めたときは、傍聴を希望する者は予め事務局に申し出なければならない。
- 3 監査委員は、陳述人及び傍聴人が多数の場合、当該人数を制限することができる。
- 4 傍聴に関し、陳述の聴取の円滑な実施ができない恐れがある場合その他傍聴させることが適当でないと認める場合は、傍聴することができない。
- 5 監査委員は、報道関係者の取材に対し、陳述が開始される前の指定された時間内に限り、陳述会場内において写真等の撮影をすることを認めることができる。ただし、請求人が撮影されることを望まない場合は、撮影を制限し、また撮影を拒否するものとする。

## 第7 (陳述人及び傍聴人の守るべき事項)

陳述人及び傍聴人は、監査委員の指示に従い、静粛を旨とし、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 陳述に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
  - (2) 放歌、談笑その他騒がしい行為をしないこと。
  - (3) 所定の傍聴席以外の場所に立ち入らないこと。
  - (4) 喫煙又は飲食をしないこと。
  - (5) 監査委員の指示に反する行為はしないこと。
  - (6) 監査委員の承認を得た場合を除き、テープレコーダー等の録音機器又はカメラ、ビデオ等の撮影機器を使用しないこと。
  - (7) その他陳述会場の秩序を乱し、又は陳述の妨害となるような行為をしないこと。
- 2 監査委員は、前項の規定に反する行為があったと認めるときは、必要な指示をするとともに、指示に従わず、陳述の円滑な運営が困難であると認められるときは退場させ、又は陳述を中止することができる。

## 第8 (陳述の立会等)

監査委員は、請求人の陳述の聴取を行う場合又は関係職員等の陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、請求人及び関係機関又は職員を立ち合わせることができる。

- 2 立会人は、監査委員の指示に従わなければならない。
- 3 陳述の内容に、個人情報又は公開により本市の事務又は事業の執行に支障を及ぼすおそれのある情報等が含まれると認められるときは、監査委員は、立会人の立会いを制限し、又は認めないことができる。

## 第9 (補 則)

この基準に定めのない事項は、監査委員の合議により決定するものとする。